

●香川県告示第495号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合するものと認める。

平成19年10月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1（1） 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
小豆郡土庄町甲24番地121 東村 裕次
小豆郡土庄町甲2645番地10 田中 隆和
- （2） 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
土庄王子前・柳東部加入区
のり等養殖業
- 2（1） 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
小豆郡小豆島町蒲生甲1895番地 野村 恵
小豆郡小豆島町蒲生甲1912番地1 柴田 伊佐生
- （2） 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
池田加入区
のり等養殖業